

## 長岡市バス待合所に関する取扱要領

長岡市バス待合所設置事業補助金交付要綱第4条に規定する技術的な基準を次のように定める。

### 1 設置場所

バス待合所の設置場所については、次のとおりとする。

- (1) 道路の法敷
- (2) バス待合所の幅を除いた歩道幅員が 2m 以上の歩道
- (3) バス待合所の幅を除いた歩道幅員が 3m 以上の自転車歩行者道
- (4) その他道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所
- (5) その他の占用等の許された場所

### 2 施設の構造等

バス待合所の構造については、以下のとおりとする。

- (1) バス待合所は、歩行者等の通行の支障とならない規模及び構造であるものとする。
- (2) バス待合所の幅は原則として 2m 以下のものとする。ただし、5m 以上の幅員を有する歩道、自転車歩行者道及びその他占用等の許された場所については、この限りではない。
- (3) バス待合所の高さは、壁面を設置しない場合は原則として、路面から 2.5m 以上とする。
- (4) バス待合所の構造及び色彩は、周辺の環境と調和するもの、信号機、道路標識等の効果を妨げないもの及びバスの接近を容易に認識できるものとする。
- (5) バス待合所は積雪、台風等に対し安全なものとする。

### 3 施設の維持管理

当該バス待合所の維持管理は、設置する者の責任において確実に行うものとする。

### 4 実施時期

この要領は、平成9年4月1日から実施する。